

豪農堀米家の経営と相続 (二)

岩田浩太郎

はじめに

一 「遺書」の構成と内容

- 1 「遺書」作成の経緯
- 2 「遺書」の全文と構成

3 堀米家資産の概要と経営（以上、西村山地域史の研究第一九号）

4 「遺書」における財産分与

二 財産分与の実態と訴訟

- 1 代替りの時期の堀米家経営
- 2 財産分与の実態（一）——直藏家の場合——
- 3 財産分与の実態（二）——宇右衛門家の場合——
おわりに（以上、本稿）

本稿は、拙稿「豪農堀米家の経営と相続（一）」（『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年、以下前稿とする）の続編である。史料番号や図表番号・注番号などは、前稿からの通し番号で付している。

4 「遺書」における財産分与

前稿で指摘した、四代四郎兵衛の「遺書」⁽⁶⁾の構成「I」～「IV」のうち、「III」では本家・分家その他へ分与する財産の内容が子細に記されている。前稿に掲示した「史料1」および表1からあきらかなように、(1)志け乃・直藏、(2)

宇右衛門、(3)山形直助、(4)もとめ、(5)東村力、(6)定林寺、(7)吉兵衛、(8)おなを、(9)伊勢講、(10)豪農・口入人・支配人、(11)孫子供、(12)分家の者、(13)本家喜内、が財産分与の対象とされた。以下、「遺書」に示された財産分与の内容を考察する。

(1)志け乃・直藏 前稿で述べた四代四郎兵衛の隠居別家図を相続する三女しげのと婿養子直藏⁽¹⁰⁾に対する財産分与である。まず、「史料1」の志け乃・直藏の項の「田徳米五百俵也」の記載の解釈である。結論を述べれば、これは田徳米五〇〇俵を取得しうる量の田畑の分与を示している。「田徳米五百俵也」の下の但書は、どこに所在する田畑を分与するかを指定するものである。上工藤小路村の元組（半左衛門組）・「久藏分」⁽¹³⁾にある田畑を残らず、北口村・岩木村にある田畑および溝延村（四ヶ組。後掲表4参照）にある田畑を残らず、西里村四ヶ組にある田畑を残らず、分与することが指示されたことが判明する。そして、これらの田畑合計から取得しうる田徳米の量が五〇〇俵に不足する場合は、さらに稲下村にある田畑を付け加えて分与すべきことが指示されている。この稲下村を含めた一三の村組が、後掲の「史料5」にある「工藤小路村半左衛門組外村都合拾三組遺書差村分」に相当すると考えられる。

「遺書」における隠居別家図（直藏家）に対する土地分与の指示が田徳米の数値で全体（約一六〇〇俵）の三分の一弱に及ぶ大規模なものであること、また、分与する田畑は村組毎にまとめた形で特定されたことが注目される。村組単位での田畑の分与は、本家・分家（隠居別家）それぞれの小作地支配の便宜を考えた措置ととらえられる。

図は、四代四郎兵衛の晩年に、本家やの所持屋敷地を分割して創設されたが、分与される田畑の所在する村組名から判明するように、①松橋村上組（四郎兵衛組）の田畑は皆無であること、②直藏の実家である阿部権内家に近い上工藤小路村の田畑が分与の対象とされたこと、③岩木村・稲下村・溝延村などの遠隔地の村組の田畑が対象とされたこと、が特徴である。直藏家と阿部家との関係に配慮したとともに、堀米家の地主経営の周辺の地域を分与の対象に組み入れたこと

が読み取れる。本家や〔喜内。のちの五代四郎兵衛〕に地主経営の中核的地域、すなわち松橋村上組や沢畑から近い吉田村・大町村・下工藤小路村など、居村・近隣の村組の田畑を中心に相続させたことと表裏一体の結果である。¹⁹ 豪農の遺産相続、とくに大規模な分家の創出における土地分与のあり方が本家経営を優先させる観点から決定された、一つの典型例として位置づけられる。

土地分与にともない、後掲の〔史料5〕にあるように、本家やから直藏家へは分与された田畑の古証文類（譲渡証文・立附証文・扣作証文）や小作立附帳類（田畑立附帳など）も引渡されたことが確認できる。²⁰ 巨大な地主的土地所有の形成に向かう近世後期の豪農層の場合、分家への土地分与は、所持権は本家に留保したまま小作料取得権のみを分与する形態がみられることが指摘されているが、堀米家の場合、本家やから直藏家への土地分与は所持権・経営権自体の譲渡を内容とするものであった。

つぎに、「金四千五百両也」を但書にあるように正金で与えることが記されている。合計四五〇〇両分に相当する貸付証文を手渡す、いわゆる債権の譲渡の形態ではない。正金の形態での財産分与は債権回収上の手間やリスクがないため、直藏家にとって有利な条件であった。

「浦山ヶヶ所半分」とは、沢畑のや直藏家屋敷地から北西方向の、滝ノ沢川を越えた近接地点にある低い丘陵地である法師森山の北東側半分を分与することを示している。天保一五年（一八四四）六月に五代四郎兵衛から直藏に宛てられた「譲渡申山之事」には、法師森山の山役永銭三文のうち半分の一五文五分を今後は直藏家が上納し山の「東方」を「永々御支配可被下候」とある。先の田畑の分与と同様に、この「浦山ヶヶ所半分」の分与は本家に所持権を留保したまま分家に利益権を認めるという限定された形態ではなく、所持権自体の譲渡を内容とするものであったことが判明する。以上の財産分与のあり方、とくに田徳米高で五〇〇俵にもおよぶ田畑の分与に象徴されるように、村山郡中でも中規模

豪農として位置づく規模で隠居別家（直藏家）を創設することが「遺書」の内容であったことがあきらかとなる。

（2）宇右衛門 分家宇右衛門家に対する財産分与である。まず、宇右衛門家の成立について考察したい。諸史料から概略以下の事柄が把握できる。²¹ 四代四郎兵衛の次女よしは、先年、新町村忠藏方へ嫁入りしたが離縁となり、つぎに北口村長兵衛方の後妻に嫁ぎ男子を生んだ。しかし、男子が死んだため、よしの義兄にあたる喜内（のちの五代四郎兵衛）の次男藤内（当時三才）を長兵衛方の家督養子として貰うことを願ひ許された。その後、長兵衛夫婦に女子やゑが誕生し、四代四郎兵衛も立会い、やゑと藤内とを夫婦言名付とした。本家やはよしの飯米および藤内養育米として米二〇俵宛を年々よしに渡すことにした。また、四代四郎兵衛は藤内に作徳米一〇俵場の田畑を譲る約束をした。その後、天保八年（一八三七）に「長兵衛儀売用ニ罷越、坂田表ニ而病死致シ」たため、よしや子供たちを本家やに引き取った。なお、長兵衛とは谷地横町（北口村）の奥村屋惣左衛門と同一人物であると推察される。²² その後、よしと天童藩領寺津村庄八の卒で医者である養仙の縁談が整い、家督は藤内に継がせる約束のうえでよしと養仙は婚礼を上げた。それを受けて、本家やは天保一〇年（一八三九）に「居屋敷土蔵長屋其外相應之普請ヲ致し、家名を宇右衛門と名付けて分家させた。

この宇右衛門家の成立事情をふまえれば、「遺書」における財産分与の意味があきらかとなる。〔史料1〕の宇右衛門の項の「田徳米貳拾俵也」は、その但し書きに「是ハ先年惣左衛門ニ縁付之節取調置」とあるように、長兵衛（惣左衛門）と夫婦であったよしの飯米および家督養子の藤内の養育米に本家やから年々渡していた米二〇俵の支給を、田徳米二〇俵が得られる田畑の分与により、本家の代替り後も実質的に保障する措置として位置づけることができる。分与する田畑は松橋村下組（藤兵衛組）の字寺の前などに所在するものが対象とされた。

つぎに「藤内ニ譲ル」と指定された「田徳米拾俵也」は、長兵衛方の家督養子となった藤内に四代四郎兵衛が譲渡を約束した作徳米一〇俵場の田畑を、約束通りに分与したものととらえられる。分与する田畑は居村の松橋村上組（四郎兵衛

組)などの近隣から選定すべきとしている。「金五拾両也」は「およしニ讓金」と指定された。このように田畑・讓金が藤内・よしに宛てて分与されたのは、養仙を婿にとり分家した宇右衛門家―その家内の家族関係―が未だ不安定であること(宇右衛門一件については後述)、また家督は藤内と決定していることを明示すること、などが考慮されたからであると思われる。右内(喜内の長男。のちの六代四郎兵衛)が宇右衛門一件に関連して「藤内を養子家督ニ遣し義ニ付、夫故仕訳田地讓金等迄祖父四郎兵衛も手当いたし置儀ニ相違有之間敷と存罷在候」と記録していることは、この見方を立証するものである。²⁸⁾

先述した直藏家の場合と同様に、結論的にいえば本家やから宇右衛門家への土地分与は、所持権を本家に留保したまま小作料取得権のみを分与する形態ではなく、所持権・経営権自体の讓渡を意図するものであった。後掲の〔史料6〕にあるように、宇右衛門家に分与した松橋村下組(藤兵衛組)の田畑の場合、当該田畑の古証書類に継添書付をしたものを宇右衛門へ讓渡し、かつ喜内(五代四郎兵衛)と宇右衛門が同道して藤兵衛組村役人へ赴き、名寄帳の名前を宇右衛門に書き替えることを要望したことが確認できる(但し、藤兵衛組村役人による名寄帳名前書替えがなされず紛糾した。後述)。また、喜内(五代四郎兵衛)が「小作米之義へ、卯年四月中卯右衛門へ讓地ニ取極候上は、小作人立附之俛ニ而讓地ニ相成候ニ付、私方ニ而取立不申」と書いたように、田畑はその小作関係を変更せず小作人を付けたままで、小作料徴収も宇右衛門が独自におこなうことを原則として、宇右衛門へ讓渡されたことが確認できる。

つぎの「金三百六拾両也 預り金元利可渡」は、急逝した、よしの前夫惣左衛門が遺した資産で、四代四郎兵衛が預かっていたがよしに返却するという意味である。「遺書」作成より二年余り以前の天保二年(一八四二)二月に四代四郎兵衛がよしに宛てた「預申金子之事」には、「惣左右衛門殿諸品代其外諸事故之分、貴殿へ御讓金書面之通り今般預り申処実正三御座候」として金三二五両が書き上げられている。酒田取引をはじめ広域的な商業活動を営んでいた谷地横町奥村屋惣左衛門は、死去した際に残荷物(在庫諸品)や貸金(債権)などの資産を遺していた。よしや堀米家がこれら残荷物(在庫諸品)や貸金(債権)を売却処分ないし回収し、よしからの願いもあり本家が預かったことを金子証文は示している。この資金については「四郎兵衛名当ヲ以所々へ貸渡置」とあり、四郎兵衛名前で貸付運用していたことが判明する。「遺書」作成の時点で元利三六〇両に達しており、本家が代替りするためよしに返却することを決めたのである。²⁹⁾

天保一〇年に家作普請が終了し宇右衛門家に与えられていた屋敷は、「遺書」の時点ではまだ四代四郎兵衛の所持地の扱いであったであろう。松橋村上組(四郎兵衛組)の高を付けて分与することを指示している。

以上、宇右衛門家への財産分与のあり方は、藤内を家督とする本家やの意向をはじめ、この分家の成立事情や経緯が色濃く反映した内容となっているといえる。

(3) 山形直助・(4) もとめ・(5) 東村力 これらの人物については、現段階では不詳である。金三〇両分に相当する貸付証文を手渡す、いわゆる債権の讓渡の形態で財産分与をされた直助は、天保一三年(一八四二)時点で山形城下の横町に居住していた商人であったことが確認できる。³⁰⁾「遺書」の孫子供への配分の箇所にも、本家や宇右衛門家の孫の人数とともに「山形直助三人」と書き上げられており、四代四郎兵衛と直助ないし直助の妻が血縁関係にあると考えられる。

(6) 定林寺 堀米四郎兵衛家の檀那寺である禅宗定林寺(北口村)に対するものである。定林寺から預かっていた金五〇両を返却し、さらに「寺建立金見込」として金六〇両を献呈している。後者の但し書に「むねあけ迄ノ入用」などがあることから、詳細は不明であるが定林寺再建の普請が開始されるため諸費用を見積り、遺産より出金を指示したものと思われる。

定林寺は堀米家の菩提寺であり、天保九年(一八三八)には前年に相繼いで亡くなった、四代四郎兵衛の妻ちよ(天保

八年六月一八日逝去。「智證院澄海卯月大姉」と喜内の妻もよ。(天保八年七月一二日逝去。「松壽院家屋貞榮大姉」)の兩
仏供養料のために、四代四郎兵衛は中田五畝一四歩(立附米四俵一斗五升)を定林寺に差し上げている。³²⁾この永施布田
(供養田)から得られる田徳米の代金を毎年堀米家から定林寺へ献納した。

また、文政一〇年(一八二七)に定林寺再建のための二〇〇両引取無尽が羽入村治郎右衛門の發起で檀家中の有志の参
加で開始されたが、四代四郎兵衛は細矢与左衛門・細矢義七郎・細矢治右衛門・宇野与蔵ら近隣の豪農商と共に参加し、
頼母子割合一〇丁のうち一人で四丁分(四〇%)を出金している。³³⁾こうした堀米家における定林寺支援の姿勢が「遺書」
における寺建立金六〇両の献納にも表れている。

(7) 吉兵衛 松橋村上組(沢畑)の齊藤吉兵衛家に対する財産分与である。当時の齊藤家当主であった四代吉兵衛は、
堀米家の定詰番頭として「帳場を切盛りすると共に、広域型の口入人として堀米家の金融を取り次ぎ、また堀米家の小
作支配人・干花集荷人としても活躍した。³⁴⁾吉兵衛の肩書としては、堀米家手代あるいは召仕の称も確認できる。貸金滞出
入など堀米家がおこなった訴訟において吉兵衛が同家代人として担当し執筆した訴願状類(写し・下書き)は堀米家文書
に数多く残されており、訴訟や文筆に長けた人物であったことが窺える。飛躍的な経営発展を遂げた四代四郎兵衛をささ
えた中心的なメンバーであった。彼に対する四郎兵衛の信頼は厚く、「遺書」の最末尾で吉兵衛らに「私死後も是迄通り
忠孝頼入申候」と後見を頼んでいる。

この四代四郎兵衛と吉兵衛の関係は、その財産分与のあり方にも反映し、讓金一〇〇両のほかに、「吉兵衛儀は格別忠
孝ニ付譲り」として金一〇〇両を贈与している(合計讓金二〇〇両)。そして、齊藤家へ養子として孫の友蔵(喜内の四
男)を遣わし、田徳米一〇俵場の田畑を友蔵に付けて分与している。先の藤内と同様の方式である。齊藤家と血縁関係を
築き、堀米家後嗣の補佐を依頼し両家の絆をかためる意図が窺える。

(8) おなを 讓金二〇両の但し書に「外は直蔵追々手当可致候」とあるが、直蔵との関係を含めてこの人物の素性は
不明である。「遺書」の六年後の嘉永二年(一八四九)に溝延村高木仁三郎が養子なおと共に讓金二〇両の受取手形を五
代四郎兵衛に提出している。³⁵⁾名前・讓金額などが一致することから、おそらくなおは高木家へ養子に出され、讓金もなお
に付けて高木家へ渡されたと解される。

(9) 伊勢講 堀米家は居村の伊勢講(伊勢参宮講)の発展にも尽力している。「遺書」にあるように、四代四郎兵衛は
伊勢講へ対し錢七〇貫文を立替えたり、その返却と引き替えに松橋村上組(四郎兵衛組)にある田徳米五俵場の田畑を
「伊勢講ニ上べし」と分与することを指示している。六代四郎兵衛も安政四年(一八五七)に伊勢講の助成のため金二
両を献納しており、堀米家歴代が伊勢講の財政支援を継続的に実施したことが確認できる。

(10) 豪農・口入人・支配人 つぎの金三両ないし一両の配布を受けている吉川村笹嶋長左衛門(口入人)・天童宿甲
州屋忠次郎(口入人、親類)・松橋村上組や堀米利助(分家)³⁶⁾・吉田村渡辺仁平治(口入人・小作支配人・干花集荷人、
親類)・野田村本間長右衛門(口入人・蔵預かり人)・白岩村奥山門四郎・松橋村上組堀米庄助は、いずれも四代四郎兵
衛の経営をささえた豪農や中上層農で、堀米家の口入人・支配人(分家・親類を含む)であった者が多い。四代四郎兵衛
にとって功績のあった家や個人に対する報恩の謝礼としてとらえられる。

(11) 孫子供・(12) 分家の者 四代四郎兵衛の孫に当たる一二名(本家五名・宇右衛門家四名・山形直助三名)と分家
八家に対する配分である。令利助家は先の項で分与されているので、分家の者には名を連ねていない。庵衆とは金谷
庵主のことで堀米家の分家の者が務めたといわれる。³⁷⁾

なお、「小以」の計算の脇に追加して書き込まれた、金一〇両を譲られたおこふの素性は現段階ではわからない。

(13) 本家喜内 以上の(1)～(12)へ分与した金・田徳米高(「小以」の合計)の残りが喜内に相続された。(史料1)

の記載に従えば、金一万八二〇兩・田徳米一〇五五俵である（貼紙による訂正や実計算との誤差などの詳細は表1の補注*5を参照のこと）。四代四郎兵衛が築いた全資産のほぼ三分の二、金高・田徳米高の別でみてもそれぞれ三分の二前後が本家に遺される見積になる。同時に、喜内に「四郎兵衛名跡」を継承する旨が明記されている。喜内へ相続された田畑の惣立附米高は不詳だが、立附米Ⅱ年貢上納米+田徳米（地主作徳）であり、村山郡の場合、廿卅一釜米・田徳米Ⅱ一・一とする通説に従えば、喜内に相続された惣立附米高は二一〇〇俵を越えることになる。年貢率が低く地味のよい等級の田畑を堀米家が多く集積していたことを勘案すれば、惣立附米高はもう少し低くなる。いずれにしても、四代四郎兵衛の時期の土地集積の規模が巨大であり、遺産相続により所持田畑が減少したとはいえ本家や大地主としての経営規模を維持し五代目の襲名をおこなったといえる。

四代四郎兵衛は本文の最後の箇所、遺産の譲渡をおこなうので親類一同が和合し家命相続を果たすべき旨を遺言し、天保一四年四月一〇日の日付で直筆署名をしている。逝去の一日前に「遺書」を作成し終えたことになる。

前稿において「遺書」の構成の「IV」とした後文では、「史料Ⅰ」にみられるように、財産分与をめぐる親類相互の紛争を戒め、近隣豪農などに後見を依頼している。「我よく二拘り」天命にも背いて紛争を起こす者に対しては我が魂魄が必ず災厄をもたらず、とする筆致には迫力がある。遺産相続をめぐる不和を心配する四代四郎兵衛の心情が吐露されている（後掲の図版？参照）。

四代四郎兵衛死後の堀米家の後見を依頼された三名は、今田弥兵衛（喜内の実家）・阿部権内（政五郎・直蔵の実家）・斉藤吉兵衛（定詰番頭）であり、本家・隠居別家に直接関係がある近隣豪農および当時の堀米家経営の中心人物である。この時点で、堀米家一族に最も影響力を行使しうる人々であり、四代四郎兵衛が頼みとした家であった。

二、財産分与の実態と訴訟

本節では、四代堀米四郎兵衛の逝去後、財産分与はいかにおこなわれたのか、その実態について考察したい。

後述するように、財産分与は「遺書」の指示通りには速やかに実施されず本家や分家の間で訴訟出入となり、関係文書が残された。本稿では天保期の大規模豪農の相続実態を説明する立場から、「遺書」に記された財産分与の内容の考察のみならず、実際におこなわれた財産分与の実態について、判明するケースにもとづき検討をおこないたい。

1 代替りの時期の堀米家経営

天保一二年（一八四一）八月の仙台城下町商人三好源八ら四名への七〇〇両の貸付や同年九月の仙台藩御為替組・御国産生系紅花問屋ら七名への四五〇〇両の貸付を皮切りに、堀米家は大規模な仙台表貸付を展開した。同年九月下旬～一月初旬と翌一三年四月～七月初旬に、四代四郎兵衛は老齡かつ病氣勝ちの体を押し付けて付人とともに仙台方面に赴き、煙草・胡麻・菓子・饅頭などを土産に持参して仙台城下町・中新田・岩出山などの多くの商人に面会した。貸付けの交渉と返済の約定を取り交わし仙台表貸付を成功させるための関係づくりをおこなうことが目的であった。仙台表貸付に投資できる資金を把握し確保するために、四代四郎兵衛は本家やに備蓄されている有金・米の調査を、この二回の仙台訪問の度毎におこなっている。この有金調べの書上げは、当時の堀米家の資金繰りをあきらかにする興味深い史料であるので以下に掲示したい。

〔史料2〕

覚

丑九月廿日 出立

一、金三百六拾壹兩

一、金四百五拾兩也

一、金八百拾壹兩也

内 三百兩也

大ニ入
小ニ入
土蔵ニ入
喜内ニ渡し

残り五百十壹兩持ッ

持出し

九月廿日

一、金拾兩也

はださいふ

同

一、五貫五百文

百錢五十
土錢五百文

同

一、金三兩貳分壹朱也

きんちやく

〔史料3〕

改●黄四月十日 出立

とら四月九日

一、米貳百拾四俵也

隠居蔵

同日

一、米九拾六俵也

家前新蔵

同日

一、米百六拾八俵也

家前古蔵

一、米四百七拾八俵也

外ニ米四拾俵位 ほごし置

同日

一、錢拾貳速也

浦蔵

同日

一、錢壹速貳貫文

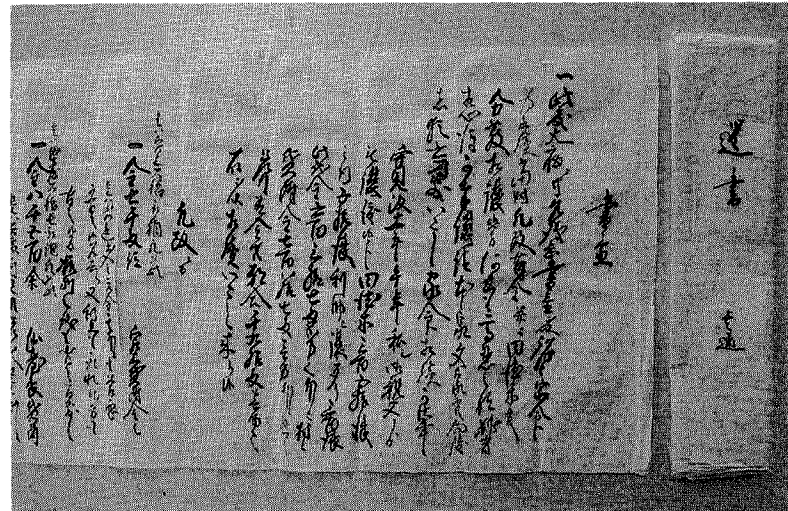
錢箱

外ニ百錢四文錢ニ階押込ニ入

とら四月十日

一、金三百兩也

蔵ニ階上



図版1 4代堀米四郎兵衛の「遺書」(冒頭部分)

袋紙に「遺書 巻通」とあり、本紙冒頭に「書置」と書かれている。全文の書き下しを〔史料1〕に掲載した。河北町立中央図書館所蔵。著者撮影。

同日

一、金三百兩也

藏違店上

金六百兩也

差置

外二 金拾五兩也

なんと
置
たんす

内 金貳百五拾兩也

七月八日 仙台渡り

又 金四拾兩也

七月八日 富並村行

とら七月廿三日

又 金拾兩也

天童清之助

買物代

卯内ち受取

同廿三日

又 金六兩壹朱也

惣改金受取

内 金貳朱也

新太郎悪金

銀壹朱 十右衛門悪金

一分銀壹枚

一 銀壹朱 新田又兵衛悪金

貳分也

持出し

とら四月十日

一、金七兩貳分三朱也

同

一、銭六貫貳百文

百錢

同

一、銭壹貫八百文

土錢

同

一、百文

こし付

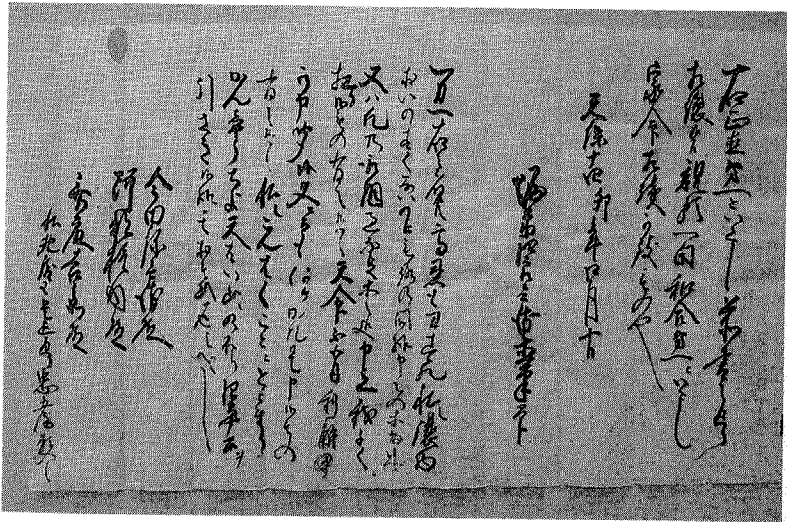
同

一、金三百兩

岩出山心当

〔史料2〕は天保二二年九月二〇日に四代四郎兵衛が仙台方面に旅立つ際に改めた有金の書上げである(天保二二年「萬控帳」)。本家や屋敷の納戸の大算筒・小算筒に合計八一二兩の有金が保管されていたが、うち三〇〇兩を喜内に預け土蔵に入れ、残りの五一二兩は持ち出したとある。実際にこの金は他の荷物とともに宿継ぎの人馬を使用して運搬された。

豪農堀米家の経営と相続(二) — 岩田浩太郎



図版2 4代堀米四郎兵衛の「遺書」(末尾部分)
本文末尾の署名と後文。後見を依頼された今田弥兵衛・阿部権内・斉藤吉兵衛の名がみえる。著者撮影。

そしてこの金は、中新田町の田中新八郎ら三名に貸す約定をした六〇〇両のうちの五一一両として一〇月三日に渡されていることが確認できる。また、四郎兵衛が肌財布や巾着に相当の現金を入れ持参していることもわかり興味深い。

この在仙中に四代四郎兵衛は、同年一〇月二七日に喜内に書簡を送り、仙台城下町商人の相原屋太兵衛・松浦屋権兵衛・相沢太右衛門に金一〇〇両づつを貸すことにしたので本家やで金三〇〇両を準備し相原屋らに渡すことを指示している。その際に「万一金子都合不仕候ハ、卯右衛門殿方ニも百両前後可在之候間借用仕（中略）若卯右衛門殿ニ而都合不仕候ハ、南権内様も致借用、無間違三百両御渡し可被成候」と記し、分家や南隣の阿部権内家（直藏の実家）から借用して資金を準備することを命じている。

〔史料2〕にあるように留守を預かる喜内に預けた有金は三〇〇両であったことをふまえれば、その全額に相当する金を仙台表貸付のために準備し渡すことを喜内に命じたことを意味する。本家やの有金が一時的に払底し、かつ分家や親類の大規模豪農に借金をしても仙台表貸付を拡大しようとする四代四郎兵衛の意志が読み取れる。老齢のため名主見習役に喜内を就任させて自己を補佐させているとはいえ、最晩年であっても四代四郎兵衛が本家やの当主として経営の實質的な主導権を握っていたことがわかる。

〔史料3〕は、天保一三年（一八四二）四月一〇日に四代四郎兵衛が再び仙台方面に赴く時に改めた有金・米の書上げである（天保一三年「仙台表控帳」）。五〇〇俵前後の米と六一五両の金などの所在を確認し、本家やの蔵や納戸に保管したことがわかる。※の部分の後の「持出し」の箇所にかかれた金銭が仙台方面へ持参した額である。「岩出山心当」とある三〇〇両は、同年三月付の貸付証文で約定した岩出山町の商人笠原嘉兵衛・阿部幸八への貸付金合計三〇〇両に充てるものとして運搬された。すなわち、四月一〇日の改めの時点で本家やには合計九〇〇両以上の有金が備蓄されていたことがわかる。先那天保一二年一〇月末の時点での有金の払底化の状況をふまえれば、約半年という短期間のうちに相当額の備蓄を果たしたことになる。

しかし、この再度の仙台行きで契約を結び同年五〇七月付の貸付証文を作成した仙台表貸付は確認できるものだけでも合計六五五両に達しており、仙台城下町・中新田高城村・前谷地・石巻湊の諸商人に貸し付けている。この貸付資金の調達について考察すると、本家やに保管された有金六一五両が直ちに使用されたことが判明する。すなわち、〔史料3〕の※の部分（四代四郎兵衛が仙台より帰郷した同年七月以降の金銭出入りを追記した部分）に書かれているように七月八日に仙台表へ二五〇両、同日に村山郡富並村へ四〇両、それぞれ貸付のために引出しており、帰国後すぐに有金はほぼ半減したことがわかる。このうちの二五〇両は仙台表貸付六五五両の資金に宛てられたのであり、差引残りの仙台表貸付四〇五両の調達は、残りの有金三二五両だけでは不足するため、在庫の地主作徳米の売却代金や既存の貸付先から回収した元利金などで補充しておこなっている。

四代四郎兵衛が亡くなる二年前から実施された仙台表貸付は、四郎兵衛の強力なイニシアチヴのもとで総計八五〇〇両に及ぶ大規模な利貸活動として展開された。その貸付元金は、基本的には①最上（村山郡）貸付の縮小化とその利貸資本の仙台表貸付への振り向け、②年間一六〇〇俵におよぶ田徳米（地主作徳米）の売却代金、などにより調達された。国郡を越えた金融活動に挑む豪農堀米家の経営基盤の大きさを指摘できるが、仙台表貸付の開始期である天保一二年八〇九月における合計五二〇〇両の貸付けにより四代四郎兵衛が長年をかけて蓄積した余剰資金の大半が投下され、同年一〇月以降から翌一三年にかけての仙台表貸付の続行における現実の資金回転は、以上検証してきたように、本家やの有金の払底・備蓄↓払底↓補充を繰り返す厳しい状況にあったことが把握できる。

四代四郎兵衛は天保一三年（月日未詳。おそらく仙台より帰郷した七月以降であろう）に隠居別家した。隠居別家から「遺書」の作成、四代四郎兵衛の逝去、その後の財産分与にかけての諸事情について、五代四郎兵衛が幕永期に〔史料4〕

のように回想している。四代四郎兵衛の「遺書」の指示通りに財産相続が速やかに進まなかった背景があきらかとなるものなので、以下に掲示しよう。

〔史料4〕

同十三寅年親四郎兵衛隠居仕、其節私方へ金子百両相のこし、有金ハ不申及、貸金証文諸帳面等一砌持参仕、隠宅ニ而取覽仕、有金三百両と貸附金壹万六千両と丸詰り仕候、其割ヲ以譲り状仕候處、其後同年十二月（天保一四年）中 御公儀様も被仰出候趣ヲ相聞（天保一四年）候哉ニ而、古貨等は世間一統一砌相済不申、無據罷在候内、親類兄弟孫子共分迄譲り金壹両も千両迄之金子并預り金無尽之引跡数ヶ所ニ而不少、其上寺再建其外共いい置候通り、可相成は早速相渡し度奉存候間他借仕、壹両も百両迄ノ處夫々相渡し、直藏方も三分壹相渡し候得共、卯右衛門方へは五拾金之内拾金相渡し置申候、然ルニ卯右衛門方も金子三百六拾兩預り金有之間、元利取揃可相渡趣有之、無據四百兩程相渡し申候、右様大金之渡し方他借仕、未夕返金致兼罷在申候、尤卯右衛門方も追々取立出来次第可相渡ス旨申聞置候

これは後述する宇右衛門一件に関して代官所へ返答するために五代四郎兵衛が書いた書付の下書きの一節である。注目される点について指摘したい。まず、四代四郎兵衛の隠居別家の仕方があきらかとなる。四代四郎兵衛は本家や（喜内）には一〇〇両のみを残し、その他の有金や貸付証文・諸帳面の一切を隠宅に持参したとある。「遺書」〔史料1〕にある「一、金三百両也 是迄取立金追々かし付残り一式諸入金引残り」とは、天保一三年の隠居別家後から翌一四年四月までの間に、四代四郎兵衛が隠宅でおこなった金融活動の成果であると位置づけられる。隠居別家後も四代四郎兵衛は堀米家経営の主導権を握り、是迄通り喜内や定詰番頭―支配人らの協力を得て貸付―取立の実務を指揮していたことがわかる。

「遺書」の書上げによれば、本家や・隠居別家にある有金は、天保一三年時点で喜内に渡していた一〇〇両のほか、この図の三〇〇両と見積られている。五代四郎兵衛のスタート時の堀米家の総資産は、膨大な所持土地・地主作徳米（在庫）などの不動産・動産および債権（証文貸）が中心であるが、有金（正金）は合わせて四〇〇両前後しかなく、「遺書」で指示された正金による財産分与（合計五二九〇両。〔史料1〕・表1参照）に速やかに対応するには、債権の円滑な回収や不動産・動産の売却によるしかない状況にあった。四代四郎兵衛が「遺書」を作成した際の目算としては、合計約一六〇〇両と丸積もりの最上貸付金・仙台表貸付金の元利回収により、正金による財産分与額を調達できると見積っていたと考えられる。

しかし、〔史料4〕にあるように、四代四郎兵衛の逝去後の天保一四年二月にいわゆる天保の相対済し令が幕府により発令され、その影響により「古貨等は世間一統一砌相済不申」という状態となり、堀米家が期待していた最上貸付金・仙台表貸付金の元利回収が滞ったことが判明する。同家の遺産相続・分与の実施は遅滞を余儀なくされた。そのため、五代四郎兵衛は「遺書」の指示のうち一〇〇両以下の小口の譲金・定林寺再建の資金や「遺書」にはないが判明した預り金・無尽講金などの分与ないし返済については直ちに実施したが、一〇〇両を越える直藏家（四五〇〇両）・宇右衛門家（四一〇両ほど〔預り金を含む〕）に対する大口の正金の譲渡については対応に苦慮し遅延した。その結果、後述するように両家からそれぞれ代官所へ訴願が提出され、本家やに対する遺産相続の訴訟が起されたのである。

堀米四郎兵衛家文書にはこの両家の訴訟関係史料が残されている。なかでも直藏家への大規模な財産分与は、当時資金繰りが悪化した本家やの経営にとって重要な問題となり、以下述べるように分与の規模を変更する結果となった。遺産相続が「遺書」通りではなく、本家・分家・親類後見の協議と代官役所の取り扱いのもとで修正された興味深い事例として注目できる。また、「遺書」の分析だけでは判明し難い財産分与の実態と経緯があきらかとなる貴重な事例であるので、

以下考察したい。

2 財産分与の実態(一)——直藏家の場合——

天保^(弘化元年)一五年(一八四四)二月に堀米直藏は本家「五代四郎兵衛を相手取り遺産相続履行の訴願を代官役所へおこなった。代官役所が両者を召喚し糺すとともに、「遺書」で四代四郎兵衛より後見を依頼された阿部権内(政五郎)・今田弥兵衛・斉藤吉兵衛の三名が取扱人として立ち入り仲裁をおこなった。まず正金渡しの形態による譲金の分与が焦点となり、代官役所に堀米家の貸付証書類が提出され一同で貸付金回収の時期などについて取調べがおこなわれた。その結果、「遺書」通りの財産分与は現実性をもたなくなっていることが代官役所において判断され、直藏家への財産分与の修正案が内示された。そのため、直藏・五代四郎兵衛・取扱人三名が熟談し、同年六月に〔史料5〕のように決着をみたことが確認される。⁽⁸⁾

〔史料5〕

奉差上候御吟味下證文之事

当御支配所松橋村名主四郎兵衛養父存生中、隠宅養子直藏方へ仕訳遺書いたし置候處、当四郎兵衛も渡方延引之段申立、当二月中直藏儀尾花沢御役所へ奉願上候二付、当御役所へ御引渡ニ相成、双方御召出御糺中、取扱人も立入御利解之趣双方納得仕、讓金四千五百両正金無之候二付、貸金證文取調無甲乙仕訳可致積ニ取極候得とも請取渡差纏候二付、四郎兵衛も尚又奉願上候間、一同御召出貸金證文夫々御取調、厚御利解被下置、双方難有承伏仕、内熟之趣意左ニ

一、田畑立附米四百八拾六俵也

外

大豆立附四斗五升

浦山半分

是は遺書取調、工藤小路村名主半左衛門組外村都合拾三組遺書差村分、古證文外ニ小作立附帳面相添、今般直藏方へ相渡候間、当辰年も同人全進退可致候事

一、立附米貳拾貳元貳斗五升

是は日和田村越石所持之内遺書之外直藏方へ分地手当之分

御朱印新山権現社領

一、立附米拾四俵

是は吉川村地内ニ而遺書之外直藏方へ相讓候間、同人方ニ而守護可致筈

一、米百俵也

是は去卯年中遺書之通仕訳可致處差纏延引ニ相成候間、書面之俵数飯米として四郎兵衛も直藏方へ今般相渡申候

一、金千両也

内 金三百五拾両也

金六百五拾両也

当金相渡

来巳も午年迄兩年ニ可相渡分

卷ヶ年之内七月十二月式度式ヶ年ニ四度

但 卷度ニ付金百六拾式両式分宛可相渡筈四郎兵衛も

直藏方へ別紙證文入置申候

是は正金四千五百両直藏方へ可請取遺状ニ候得共不殘貸出有之正金無之ニ付、證文ニ而引分可申處、直藏方ニ而も

取立方心配不少ニ付、正金ニ而書面割合之通相渡候ニ付、直藏方へ引分候貸方証文は四郎兵衛方へ今般受取申候
一、双方有金之分相互差構無之積取極候事

一、隱宅へ質物ニ取置流ニ相成候分は直藏分ニ取極、不流質物之分本家四郎兵衛引取可申答

右之通双方納得之上熟談仕、偏ニ御威光と難有仕合ニ奉存候、然上は右一件ニ付重而御願筋無御座候間、御吟味之義是迄
ニ而先達而四郎兵衛直藏と奉差上候願書類は御下被下置度奉願上候、依之一同連印御吟味下證文奉差上候處如件

天保十五辰年六月

松橋村

四郎兵衛隱宅養子

直藏

工藤小路村

同人親類

権内

松橋村

名主

四郎兵衛

同村

吉兵衛

田井村

親類

弥兵衛

柴橋

御役所

前書之通熟談相成候處相違無御座候、然上は後年右一件ニ付違乱為無之双方為取替候處如件

松橋村

四郎兵衛隱宅養子

直藏印

工藤小路村

同人親類

権内印

松橋村

名主

四郎兵衛印

同村

吉兵衛印

田井村

親類

四代四郎兵衛の「遺書」における財産分与の内容をいくつかの点で変更していることがあきらかである。まず焦点となった正金渡しによる譲金四五〇〇両については、五条目の記載から一〇〇〇両に減額されたことが判明する。しかも、即金払いは三五〇両にとどまり、残りの六五〇両は翌弘化二年および三年に四回分割で渡す取り決めとなった。本家やの有金不足は深刻であり、この三五〇両（および宇右衛門家への預り金の返却）の準備などのために五代四郎兵衛は〔史料5〕作成の直前の天保一五年五月末に大地主である若松寺本寿院から五〇〇両を借用し対応したことが確認できる。訴訟の過程で、五代四郎兵衛が直蔵家への譲金の形態を正金渡しではなく貸付証文渡しでおこないたいと提案し、一時は双方の合意を得て譲金相当額の貸付証文の仕訳と一部の証文の直蔵への引渡しがおこなわれたが、直蔵が「取立方心配不少」と貸付金回収に不安を感じ貸付証文渡しの形態に難色を示したため「差纏」となり、減額した正金渡しの形態に決定した経緯が〔史料5〕から指摘できる。

なお、つぎの六条目は本家や・隠居別家〔直蔵家〕が当時それぞれ所持している有金については相互に譲渡を主張しないことの約定である。この箇条の意味は、先に考察した代替り前後の堀米家経営の経緯をふまえるならば、四代四郎兵衛が隠居後に実施した金融活動の成果で隠居別家〔直蔵家〕に保管されたままになっている有金三〇〇両を直蔵家のものですることが含意されていると思われる。この推測が正しければ、〔史料5〕で取り決められた直蔵家への正金渡しの譲金額は一〇〇〇両十三〇〇両となる。七条目も四代四郎兵衛が隠居後に実施した質金融の成果をめぐる取り決めと解釈でき、既に質流れとなりその物件（質物）が〔直蔵家〕に保管されているものは直蔵家のものでし、未だ質流れとなっていない債権は本家やのものとするという分割の約定である。先の〔史料4〕において五代四郎兵衛が「直蔵方も三分金相渡し候」と

表4 堀米直蔵家への土地証文の譲渡
—天保15年(1844)4月/6月—

村組名	譲渡した証文数	
	4月5日	6月6日
岩木村組	証文 2通	
半左衛門組*1	証文 4通*2	勘右衛門分証文 2通*4
稲下組	証文 2通	
溝延4ヶ組	証文 4通	
西里村天満組	証文 1通	(西里村組名不詳) 万次郎分証文 2通*4
〃 両所組	証文 3通	
〃 中嶋組	証文 10通	
〃 白山堂組	証文 6通	
北口組	証文 5通*3	与左衛門分証文 1通*5
日和田村	---	次郎兵衛分証文 3通*6
合計	37通	8通

典拠) 天保15年4月「覚」・同年6月「覚」(堀米四郎兵衛家文書)。
補注) *1 上工藤小路村元組のこと。
*2 1通立附証文なし。
*3 1通はがれ・1通相見えず。
*4 立附証文共。
*5 為取替書付共。
*6 立附証文・為取替書付共。
*7 「遺書」で差付された13の村組のうち、4月5日に証文渡しを確認できない1組は「久蔵分」である。

書き、「遺書」における正金四五〇〇両の譲金を約三分の一に減額して直蔵へ分与したことを後年回想しているが、〔史料5〕の五〇七条目の規定による正金一三〇〇両+質物が大略その実体であったと考えられる。つぎに、直蔵家への土地の分与について検討しよう。まず、一条目は「遺書」で直蔵家へ分与する土地の村組が指定(「差村」)されていたことを受けて、工藤小路村半左衛門組など二三の村組の土地を直蔵家へ分与する約定である。一三の村組の田

畑の「古証文外ニ小作立附帳面相添、今般直蔵方へ相渡候間、当辰年も同人全進退可致候事」と書かれていることから、既に先にもふれたように、この分与の形態が耕地の所持権・経営権自体の譲渡を内容とするものであることがわかる。また、本家やから直蔵家への小作立附帳(「田畑立附帳」)の引渡しは、既存の小作人との立附関係を当面変更せずいわば

土地と小作人を丸ごと本家³⁴から直藏家へ引き渡すことを意味する。天保一五年から直藏家が立附米の取り立てをはじめ、当該土地の地主経営を「全進退」するものと明言されている。表4に示したように、同年四月五日に五代四郎兵衛・直藏と阿部権内（政五郎）が立会いの上おこなった事前の土地検分の際に一三のうち一二の村組の土地の古証文類の引渡しに既ににおこなわれていたことも確認できる。六月六日にも譲渡する土地の古証文が追加して直藏に引き渡された。「遺書」にはなかった大豆立附については、現実の分地仕訳のなかで付随したものであろう。浦山半分の譲渡についても、先述したごとく（史料5）と同時期に譲渡証文が作成され直藏家に山の用益権のみならず所持権自体が譲渡されたことがあきらかである。

二、三条目は「遺書」では予定されていなかった土地の分与である。寒河江川沿いの村山郡日和田村および吉川村朱印地新山権現社領にある堀米家の所持地を直藏家へ譲渡する取り決めである。前者の土地については、六月六日に証文の引渡しがおこなわれたことが表4より確認できる。後者については一次史料により補説すると、四代堀米四郎兵衛は文政一年（一八二八）に吉川村新山権現社神主和田新九郎（西里村和田兵左衛門家）から御朱印および神主株・御朱印諸役免許地（高四石四斗余）の地所を金七〇両で譲り受けた（同年「御朱印并神主株譲証文之事」）。これが天保一五年六月に直藏家へ譲渡されたのである。（史料5）の三条目により分与された立附米一四俵場の地所のほか、同月八日に御朱印および神主株が直藏家へ譲渡されていることが確認できる。さらに同月のうちに直藏家の主税が「分家相続人」の肩書で御朱印および神主株（神主職和田新九郎株式）を本家³⁵より譲り受け「御朱印大切ニ奉守護、神主職急度相勤、神事祭礼無怠慢執行仕」「以来神主職勤行ニ付、本家へ御苦勞相懸不申候」と誓約する請証文を五代四郎兵衛に提出していることも判明するので、御朱印・神主株は実際には直藏家の主税が譲り受けたことが判明する。（史料5）の三条目で「同人方ニ而守護可致筈」と記されたのは、朱印地の分与のみならず御朱印・神主株の譲渡も同時に一体としておこなわれ、本家の

代替りを期として堀米家一族のなかで直藏家が新山権現社を守護する神主職の家として位置づいたことを背景としている。さて、一、三条目の土地分与の内容において注意すべき点は、分与する土地の規模を積算する基準が「遺書」のように田徳米³⁶ではなく、立附米（二年貢上納米十田徳米）である点である。田徳米と書くべきところを立附米と単に誤記したとの解釈は成り立たない。例えば二条目で直藏に分地されることになった日和田村の「立附米貳拾貳俵元式斗五升」の田畑は、先にもふれた事前の土地検分の際に作成された「覚」において「日和田村ニ而田徳米拾五俵ハ御掃村之上御渡し被下候」と書かれている田徳米一五俵場の田畑に該当すると考えられるので、二俵余の数値が当該田畑の田徳米高ではなく文字通り立附米高であることは確実である。同一文書であるので、同様に一、三条目も文字通り立附米高の表記である可能性が高い。実際に事前の土地検分をおこなった五代四郎兵衛・直藏と阿部権内（政五郎）もそのことは認識していたと考えられる。これらの点をふまえるならば、訴訟過程の審議において当時の本家³⁷の資金繰りの悪化などが勘案され、直藏家への土地分与の規模の積算基準を田徳米五〇〇俵から立附米五〇〇俵へ変更する協議がなされ双方の合意を得て、事前の土地検分および（史料5）の作成・署名捺印がおこなわれたと推察される。

四、直藏家にとっては、正金額・田徳米高ともに「遺書」の内容に比較して減少された分与の取り決めとなった。しかし、それでも立附米五〇〇俵余の土地と一〇〇〇両の正金という、優に中規模豪農に相当する資産を相続し巨大な分家の創設が果たされたことは注目される。

〔史料5〕の四条目は、直藏家への財産相続を「遺書」通りに、しかも速やかにおこなうべきところ「差纏延引」した代償として、本家³⁸から直藏家へ米一〇〇〇俵を飯米として渡すことの約定である。

本家³⁹から直藏家への正金渡しの譲金のうち分割払いとされた六五〇両の支払いについては、〔史料5〕で約定された四回分割で二年間のうちに渡すという方法では履行されず、実際には弘化二年（一八四五）八月の三〇両を皮切りに毎年

一〜四回、各回五〜二〇両（ほとんどが一〇両）づつ渡すという小刻みな分割方法でなされた。現在確認できる限りでは、弘化二年から慶応三年（一八六七）までの二三年間（うち四ヶ年を欠く）に合計三九回、総額四三三二両二分が直蔵家へ譲渡されている（弘化三年「讓金請取通」など）⁵⁶。この間、本家や⁵⁷は他の豪農商や一般農民に対する貸付活動を大規模に展開しており、直蔵家への讓金渡しの額やペトスは本家の経営における資金回転に支障を来さない範囲内で逐次実施されたとみられる。直蔵家も本家の資金繰りが苦しい時は、例えば万延元年（一八六〇）に金一〇両を六代四郎兵衛に貸すなど⁵⁸、本家の経営に協力的な姿勢を崩さなかったことが認められる。

先述したように「遺書」における直蔵家への土地分与の特徴は、四代四郎兵衛により指定された一三の村組の土地を対象とし、その多くが堀米家の地主経営の周辺の地域であった点にある。「史料5」もこれを踏襲しこれらの村組の土地を直蔵家へ分与するとともに、「遺書」にはなかった土地の分与についてもやはり比較的遠隔地にあたる日和田村・吉川村の土地を対象とした。本家や⁵⁹に居村・近隣の村組（地主経営の中核的地域）の田畑を多く残し、直蔵家には周辺の地域の土地を多く分地するという原則は「史料5」の取り決めにおいても貫かれたと把握できる。

表5は、地租改正事業の一環として村山郡で実施された明治六年（一八七三）田畑立附米調査をもとに、堀米家カマエのうち六家の土地所有立附米規模を村別に表示したものである。⁶⁰直蔵家は田畑立附米合計七四八俵余であり、本家や⁶¹より田畑立附米五〇〇俵場の土地を分与された天保一五年時点より土地集積を進め経営発展を遂げることが指摘できる。しかし、その土地所持の地域分布には顕著な特徴がみられる。（a）本家や⁶²の地主経営の中核的地域である居村（松橋村）・吉田村・大町村・荒町村・下工藤小路村などにはほとんど田畑を所持していない一方（b）本家や⁶³の土地所持が皆無ないし少ない大久保村・稲下村・岩木村・溝延村・日和田村といった遠隔地や上工藤小路村・北口村・西里村に田畑を所持していることが判明する。（b）の村々は、大久保村を除けばいずれも「遺書」および「史料5」の取り決めによ

表5 明治6年(1873)堀米四郎兵衛家カマエの土地所有立附米規模 (単位 俵以下は斗升合)

名前 村名	堀米実 (や四郎兵衛)	堀米直蔵 (隠居別家)	堀米利四郎 (利助)	堀米養意 (字右衛門)	堀米重五郎	堀米四郎治
大久保村		田米 202俵360 畑大豆 44俵080	田米 2俵060 畑米 1俵380 畑大豆 1俵034	畑大豆1俵260		
稲下村		田米 3俵090 畑大豆 3俵260				
岩木村		田米 19俵020				
新吉田村		畑大豆 0俵380	畑大豆12俵100			
吉田村	田米 192俵290 畑米 33俵265 畑大豆74俵185		田米 23俵240 畑米 9俵112 畑大豆15俵180	田米 24俵330 畑米 4俵410 畑大豆6俵090		
松橋村(上・下組)	田米1255俵260 畑米 184俵054 畑大豆 5俵298	田米 7俵220 畑米 1俵370	田米 75俵367 畑米 23俵117	田米 33俵198 畑米 10俵044	田米21俵335 畑米 4俵010	田米 9俵237 畑米 8俵134
大町村	田米 193俵220 畑米 38俵039 畑大豆 4俵220	田米 5俵270	田米 78俵266 畑米 6俵003	畑米 3俵123	田米27俵370 畑米 2俵082	田米 6俵377 畑米 1俵007
荒町村	田米 57俵155 畑米 0俵395		田米 11俵120		田米 8俵195	
新町村	田米 23俵125 畑米 53俵313		田米 9俵173	田米 1俵225 畑米 11俵100		
北口村		田米 135俵020 畑米 9俵070 畑大豆 1俵030	田米 27俵222 畑米 8俵140			
前小路村	田米 13俵268 畑米 2俵106		田米 13俵375 畑米 10俵188	畑米 1俵191	田米 3俵190 畑米 5俵403	
下工藤小路村	田米 56俵112 畑米 45俵278 畑大豆 4俵170	田米 9俵220	田米 24俵295 畑米 2俵260		田米 7俵260	
上工藤小路村	田米 7俵023 畑米 6俵378	田米 48俵382 畑米 11俵323		田米 8俵327		田米14俵277 畑米 6俵339
西里村	田米 20俵180 畑米 10俵090	田米 153俵122 畑米 11俵031	田米 54俵213 畑米 38俵317	田米 0俵395 畑米 4俵295	田米 9俵170	
日和田村	田米 49俵242	田米 35俵326	田米 38俵131 畑米 0俵383			
溝延村		田米 91俵029 畑米 2俵345		田米 43俵177 畑米 9俵106		
合計 田畑立附米 畑大豆	2245俵013 89俵033	748俵058 49俵330	461俵153 28俵314	158俵404 7俵350	90俵335	47俵111

典拠) 明治6年5月「田畑村々惣計取調牒」(堀米四郎兵衛家文書)。

*1 1俵=4斗2升。

*2 本史料は、明治6年(1875)「田畑屋舗立附米取調帳」作成のための松橋村居住地主の各村所有地立附米書上(下書)である。完成した「田畑屋舗立附米取調帳」における田畑立附米高(畑大豆を除く)は、以下の通り。本史料の合計値とほぼ合致している。

堀米実=2245俵013、堀米直蔵=748俵058、堀米利四郎=461俵172、堀米養意=157俵401

り土地を分与された村組と一致する。この実態から、明治初年にいたる本家やおよび直藏家の土地所持領域の形成・展開に天保一四一五年の遺産相続における土地分与の決定が大きな影響を与えたことが指摘できるといえよう。

3 財産分与の実態(二)——宇右衛門家の場合——

つぎに、宇右衛門家に対する財産分与の実態について訴訟史料をもとに検討したい。

宇右衛門家への財産分与が遅滞した原因については、先に掲示した〔史料4〕に五代四郎兵衛が記している。本家やの資金繰りの悪化により、よしへの譲金五〇両の正金渡しについては当面一〇両を渡し、残金は最上貸付・仙台表貸付の元利回収が進んだ時点でおこなうとしたこと、預り金元利三六〇両(よしの前夫惣左衛門の遺産を四代四郎兵衛が預り貸付運用していた)の宇右衛門家への返却については(預り金であり遺産の相続分とは別であり)宇右衛門からの要請もあったため渡したこと(天保一四年閏九月四日にその時点までの元利金三八七両を宇右衛門へ渡したことが確認できる)が記されている。

したがって、以下に述べる訴訟の争点は、「遺書」に記されたその他の財産分与、すなわち①田徳米二〇俵場の田畑、②田徳米一〇俵場の田畑(家督養子藤内へ)、③よしへの譲金の残金、の分与をめぐる問題が基本となった。

宇右衛門(養仙)は嘉永二年(一八四九)三月に遺産相続履行の訴願を代官役所に対しておこなった。堀米家文書において「宇右衛門一件」と記された訴訟である。訴訟過程においては①③以外にも多岐にわたる論点が出されたが、その子細に立ち入ることは避ける。代官役所の取調べと扱人の仲介のもと、同年八月に済口証文が作成され熟談内済している。

〔史料6〕

差上申済口證文之事

羽州村山郡松橋村上組宇右衛門と同組四郎兵衛外老へ相掛り不実出入之旨、当三月中奉出訴、御差紙頂戴相附当四月二日御差日相手四郎兵衛煩附代吉兵衛外老へ銘々返答書差上候ニ付双方御吟味奉請、猶追々御吟味中ニ御座候処、噯人立入懸合之上熟談内済仕候趣左之通申上候

一、右出入訴訟方申立候、相手四郎兵衛直藏并卯右衛門は先四郎兵衛娘共へ賀養子ニ罷越、当四郎兵衛は本家相続いたし、直藏宇右衛門は分地讓請、家作相立實ひ銘々分家いたし候儀ニ有之、然ル處亡養父直筆之書付を以宇右衛門讓請候松橋村下組之地所古證文之儀当四郎兵衛も請取候得共、村方名寄帳名前書替異不申、作徳勘定不相立、且又女房よしへ亡父も讓金五拾兩之内拾兩請取候後殘金不相渡、其外亡養父も實請候栗木有之候処、直藏義当四郎兵衛も實請進退いたし候趣と申成候儀ニ而右兩人馴合不実之取斗いたし候旨宇右衛門申之、相手方ニ而は、四郎兵衛は本家重縁之養子ニ而亡養父遺状之通宇右衛門へ讓地證文先達而継添を以相渡候ニ付名前書替可致之處、地元村役人等閑置候義ニ有之、作徳之義は小作人差滞候ニ付勘定難相立、卯右衛門女房よしへ讓金之儀は亡父四郎兵衛存生中向々へ貸出金滞有之候ニ付可相渡様無之、栗木之儀は亡父存生中植置候義ニ候間、宇右衛門進退と申筋ニ無之、尤本家ニおゐて入用ニ無之、直藏進退仕来り、既ニ先達当村五兵衛と申もの無沙汰ニ伐懸り候ニ付直藏も願立いたし候処、五兵衛も証書付事済および候儀ニ而其節宇右衛門携不申、一体当四郎兵衛次男藤内は兼而宇右衛門可致世話答を以藤内へ亡祖父讓候地所は卯右衛門進退いたし置候處、先達而藤内を実家へ差戻し候後、右地所は不相返、殊更作徳之儀今以所務いたし罷在候儀ニ而、却而本家相分家へ不実之儀仕成候之儀旨相手方之もの共申之、双方申争候處、今般掛合之上、弘化二巳年古證文へ継添之上卯右衛門へ讓渡候證文面字寺之前沢畑田畑四筆名寄帳名前書替候積、右作徳勘定いたし候積、藤内へ附有之候地所は卯右衛門も差戻し是又作徳勘定相立候儀ニ有之、よしへ讓金之儀は向々貸附金取集次第追而可相渡答、是又栗木之儀は往々通

行之差支相成候間噯人共實候儀ニ而此上噯人共伐木いたし候而も直藏卯右衛門方ニおゐて聊不差綺積、然上は本分之間柄以後睦敷いたし候答夫々対談行届申候

右取噯之趣、双方至極納得之上聊無申分熟談内済仕、偏ニ御威光と難有仕合奉存候、然ル上は右出入ニ付重而御願問敷義毛頭無御座候、依之訴答噯人一同連印済口證文差上申処如件

当御代官所

羽州村山郡

松橋村上組

百姓

訴訟方 宇右衛門

名主四郎兵衛煩代

親類

相手方 吉兵衛

百姓

相手方 直藏

右同断同郡

柴橋村

名主

七兵衛

嘉永二年
西ノ八月八日

吉田條太郎様

柴橋

御役所

右同断同郡

米沢村百姓

八之助

まず、①田徳米二〇俵場の田畑の分与については、直藏家への土地分与が決着した後の翌弘化二年（一八四五）二月に実施された。「遺書」の指示通り松橋村下組（藤兵衛組）の字寺の前ほかの四筆立附米合計二八俵一斗五升の田畑（ほか松橋村上組沢畑の屋敷地立附米三俵一斗）が古証文類に継添えをして宇右衛門に渡されたことが確認できる。問題は〔史料6〕にあるように、分与地のうち藤兵衛組の地所に関して、名寄帳の名前の宇右衛門への書換えを五代四郎兵衛らが依頼したにもかかわらず藤兵衛組村役人がおこなわず等閑にされ、当該田畑の小作料を宇右衛門が取得できなかったことであった。濟口証文では「名寄帳名前書替候積」と既定の方針通り土地台帳上の登記変更を約定している。

②田徳米一〇俵場の田畑（家督養子藤内へ）の譲渡については、同じく弘化二年二月に実施された。「遺書」の指示通り松橋村上組（四郎兵衛組）の字新宿ほかの四筆立附米合計一五俵の田畑が藤内に宛てて渡されたことが判明する。問題は〔史料6〕にあるように、この田畑が家督養子として宇右衛門家に入った藤内に付けられて譲渡されたものであり、その後藤内が実家^ヤに戻されたにもかかわらずこの田畑を宇右衛門家が「進退」し続けていることであった。宇右衛門家の成立経緯については先述したが、藤内の家督養子入りの後、よしの夫となった宇右衛門とよしの間に天保一三年頃に男子（のちに宇右衛門家を継ぐ養意）が誕生し、四代四郎兵衛の逝去後いくつかの経緯があった後に藤内が本家に返された

のである（この後、藤内は分家十五郎家の養子となる）。濟口証文では「藤内へ附有之候地所は卯右衛門と差戻シ」と決着した。

そして〔史料6〕にあるように、①②の田畑の弘化二年以降の各作徳米を勘定し、①の作徳米は本家^ヤから宇右衛門家へ、②の作徳米はその逆に、それぞれ返還することが取り決められた。濟口証文の直後の嘉永二年八月より扱人の立ち入りのもとで①②の田畑の各年の収納米・年貢上納米・作徳米の子細な調査が実施され、各作徳米の返還が実行されたことが確認される。

③のよしへの譲金の残金四〇両については、問題は本家^ヤの資金繰りに起因した譲渡の遅延であるため、濟口証文で「向々貸附金取集次第追而可相渡筈」とされた。嘉永二年九月より扱人を介して残金が分割支払いされている。

〔史料6〕にある栗木の帰属問題は、そもそも「遺書」にはなかった点であり、結局栗木の進退は扱人に委ねることで決着した。

以上検討したように、宇右衛門家への財産分与はかなり遅延したとはいえず訴訟の結果、結局は「遺書」通りに実行されたことが判明する。土地の分与に際して直藏家の場合のように土地積算の基準を田徳米から立附米に変更することはなく、「遺書」の田徳米高を確保しうる立附米高の田畑がほぼ分与されている。

〔史料4〕にあるように、譲金額などが大口の直藏家・宇右衛門家以外の小口の者への財産分与は優先して直ちにおこなわれており、本節で検討した宇右衛門家の場合も遅延したとはいえず「遺書」通りの遺産相続を得たことがあきらかである。「遺書」を変更した遺産相続がなされたのは直藏家のみであったことが判明する。その意味では、四代四郎兵衛の「遺書」は大方において尊重され履行されたとみることもできる。

宇右衛門（養仙）は、濟口証文を作成し本家^ヤと和解した直後の嘉永二年一月に『繪本澤端往来』を著し、地域の

故事来歴や山河史跡仏閣を「沢畑八景」の世界としてまとめた⁶⁶⁾。また医者として医療活動、寺子屋師匠として教育活動に携わった。表5にみるように、その所持田畑は弘化二年に分与された立附米三二俵余(屋敷地を含む。返還した藤内分を除く)から明治六年には一五八俵余となり、宇右衛門家が小地主化していくことも確認できる。

おわりに

唯一「遺書」を変更した遺産相続がなされた㊦直藏家のケースは、それが極めて大規模な財産分与であり、先代逝去後の経営環境の変化のなかで本家やの経営維持に本質的にかかわるものとなったが故にとられた措置であったととらえられる。一方、宇右衛門家への財産分与の遅滞も本家やの経営維持を優先させた結果であった。この意味では、分家からの訴訟を惹起しながらも、全体の過程を俯瞰するならば、実際の遺産相続の実行においては本家の経営を維持・発展させる観点が優先されたと把握できる。ここに、大規模豪農堀米家における本家―分家の位置関係が反映されている。「遺書」は遺産相続履行を求める正当性ないし訴権の根拠として機能したが、しかし最終決定は代官役所の取調べのもとでの一族・親類後見・扱人の熟談協議における現実的な判断によったことが堀米家の事例からあきらかとなる。

つぎに、本稿で検討した天保末年の大規模豪農家の分家創出のあり方をめぐって一、二の論点を提起したい。大藤修氏は、「近世前期の大高持層が分割相続による同族団の拡大」「家」の外延的拡大による村内における政治的勢力の伸長という方向において『家』の発展を図かった」とは対象的に、近世後期の大高持層は「なかなか分家を出さず、分家させた場合でも土地の分与額はごく僅かである」のが一般的傾向であるとし、羽州村山郡大藤村の豪農稲村家文書の検討から土地の所有権は本家に保留したまま小作料徴収権のみを分家に分与した文政一三(一八三〇)の事例を挙げている。そし

て、これらの動向に個々の家の「家産」観念の発展にもとづく巨大な地主的土地所有の形成をみている。⁶⁶⁾

本稿で考察した堀米家における分家㊦の創出は、①天保末年段階における大規模な土地分与による分家の創出であること、②分家への土地分与は小作料徴収権に限定されず所持権・経営権自体の譲渡をとまなうものであること、などの点で大藤氏の指摘する傾向とは異なるといえる。また既に指摘したように、③堀米家の地主経営の中核的地域は本家やに集約的に残し、同家の地主経営の周辺の地域を多く㊦直藏家に分与する相続形態がとられたこと、も注目される。

堀米家が大規模な分家創出をおこなった背景には、四代四郎兵衛が先代から家督を引き継いだ際の土地所持規模を四・七倍にする土地集積を果たし自分一代で取得した土地が膨大に存在し、かつ四代四郎兵衛自身の隠居別家として㊦を創設した、という固有の条件があった。しかし、それだけではなくこの大規模な分家創出については、大規模豪農堀米家による村を越えた広域的な地域編成の構造と関連づけてその意図を検討する必要があると考える。

分家後、㊦直藏家は表5に示した村々において地主経営を展開し、これら周辺の地域における諸矛盾を引き受け本家やの地主経営を外縁部から補佐するとともに、本家やや実家である大規模豪農阿部家などと連携して「泰平講」(豪農連合)を結成し、幕末の農兵組織化においても両家を補佐するなど、豪農の階層的かつ地域的結集の一翼を担う中規模豪農として活動するにいたる。この点をふまえるならば、直藏家に対して①②③の土地分与の形態がとられた背景には、当時豪農層が迫られていた課題である村を越えた地域的な社会的権力の形成⁶⁷⁾豪農連合および防衛動員体制の組織化を担う同族の強力な分家の創出という意図があったととらえられると考える。⁶⁸⁾

本稿で検討したように、近世後期〜幕末維新期における豪農層(とくに大規模豪農)の分家創出の形態には、地域的な社会的権力としての基盤強化のための本家―分家連合の創出というパターンが指摘できる。宇右衛門家も先述したように、地域の医療・学芸・教育活動をおこない、堀米家による地域編成を別の形で担ったと位置づけられる。二代四郎兵衛の次

男を初代とする分家や堀米利助家などとともに、これらの分家（カマエ）は連合して本家による豪農層の組織強化を補佐し、直蔵が「金鉄城も同様」とその堅固さを期待した沢畑農兵に象徴される地域の治安秩序体制を構築していくこととなる。四代四郎兵衛の「遺書」は一部を変更して実行されたとはいえ、堀米家後嗣にとってその基盤を築く大きな意義をもったといえよう。

以上、四代四郎兵衛の「遺書」の内容と財産分与の実態について詳論してきた。大規模豪農堀米家の相続過程および代替り期の経営展開を同家をめぐる社会関係・経済変動をふまえて動的に把握することにとめた。また、「遺書」や相続過程に反映された当主―跡継ぎ、本家―分家、本家と親類・後見・支配人・口入人、および講や菩提寺との関係など、堀米家内外の家と家、人と人との関係に言及しながら、本家を中心とする堀米家をささえた結合関係についても考察をおこなった。これらの意味では、本稿は天保―嘉永期を中心とした堀米家の歴史の一つのモノグラフである。（完）

注

* 本稿の図表番号・注番号は前稿からの通し番号で付している。

(16) 岩田浩太郎「豪農堀米家の経営と相続(一)」、『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年。以下、前稿とする。(史料1)に、四代堀米四郎兵衛の天保一四年「遺書」の全文を解読・翻刻したので参照されたい。

(17) 四代阿部権内(政五郎)の三男。文政七年(一八二四)生まれ。篠田秀男編著『父の追憶』(前掲注(10))参照。生誕年については、矢作春樹氏のご教示による。

(18) 史料の記載順からすれば上工藤小路村要害組をさしているか、あるいは単に久蔵という百姓から買得した田畑の意か、と思われる

るが他史料からさらに確認できない。

(19) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(一)―全国市場との関係をふまえて―」、『山形大学紀要(社会科学部)』第三二巻第二号、二〇〇二年)の表4に、本家の嘉永三年(一八五〇)時点における持高の村組構成を示した。「遺書」から七年後の持高構成であるが、天保一四年に本家喜内が相続した持高構成の傾向を概略把握できる。

(20) 堀米四郎兵衛家文書N3-137。後掲の表4も参照のこと。

(21) 大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、一九九六年、二四一―二四二頁、二八五―二八六頁。

(22) 堀米四郎兵衛家文書J4-2。

(23) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(一)」(前掲注(19)論文)二九頁に立附米を基準とした村山郡中の地主階層構成を示した。後述した、立附米高に占める年貢上納米高、田徳米(地主作徳)高の比率関係に従えば、田徳米高五〇〇俵の田畑は概算立附米高一〇〇〇俵となる。堀米家が低年貢率で地味の良い田畑を多く集積していたことを考慮するならば、立附米高はもう少し低く見積られる。しかし、後述するように、実際に直蔵家へ譲渡された田畑の規模は「遺書」の見積よりも縮小されたものとなった。

(24) 堀米四郎兵衛家文書N2-3、N3-167、B1-34など。

(25) その根拠としては、①「遺書」(史料1)に田徳米二〇俵の分与につき「先年惣左衛門ニ縁付之節取調置」とあり、(a)文脈からよしと惣左衛門が夫婦であったと考えられること、(b)本文に述べたように長兵衛と夫婦であったよしに本家から年々米二〇俵が贈与されたことと符合すること、②字右衛門一件の「寛」のなかに「慈王良仙信士惣左衛門事 天保八四年三月廿一日」「慈王良仙信士 天保八四年三月廿一日横町惣左衛門」の記事があり、死没年が長兵衛と一致すること(堀米四郎兵衛家文書N3-168)、③谷地横町奥村屋惣左衛門は文政→天保期に本家の金融活動を支える広域型の口入人として活躍しており(岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(一)」(前掲注(19)論文)五五頁)、この広域的な経済活動は商用で酒田表に赴いたとされる長兵衛の活動と符合すること、④「日記帳」の天保八年の記事に、(1)同年三月に四代四郎兵衛は「惣左衛門酒田ニ病氣致候ニ付飛脚」を遣わし病氣入用金を渡していることが、同月に酒田表で病没したとされる長兵衛の事情と一致すること、(2)「横町惣左衛門一件」という題の同年三月末→天保一一年二月の一括記事に、横町よしと堀米家の間での金銭出し入れの記録があり、当時よしは横町に

住んでおり惣左衛門と深い関係にあったと考えられること(堀米四郎兵衛家文書追加分N3-360)、などを指摘できる。

なお、ここで考証したように谷地横町奥村屋惣左衛門が四代四郎兵衛の次女よしの夫であるならば、堀米家が広域的な経済活動を営む谷地郷町場の商人と婚姻関係を結び、彼を広域型の口入人として自己の金融活動のもとに編成・活用したことが指摘できる。堀米家の広域的な金融ネットワークの形成基盤があきらかとなり興味深い。

(26) 堀米四郎兵衛家文書B1-34。

(27) 堀米四郎兵衛家文書B1-173。

(28) 堀米四郎兵衛家文書I2-173。
(29) 前掲注(25)の④(2)の「日記帳」の記事が、よしが惣左衛門の資産処分ないし債権回収をおこない逐次堀米家へ預け金をおこなったことをあきらかにする。

(30) 堀米四郎兵衛家文書B1-34。

(31) 堀米四郎兵衛家文書N3-130。岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(一)」(前掲注(19)論文)の表8-1の貸付先に登場する(五五頁)。

(32) 堀米四郎兵衛家文書L3-10。戒名は同文書による。逝去の日付については、矢作春樹氏のご教示による(二〇〇一年二月九日調査)。

(33) 堀米四郎兵衛家文書L3-3、I4-59。

(34) 齊藤吉兵衛家については、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(一)」(前掲注(19)論文)三三三三四頁、四一頁、五五頁、同「豪農経営と地域編成(二)」(全国市場との関係をふまえて)『山形大学紀要(社会科学)』第三三巻第一号、二〇〇二年)五七頁および七七頁の補注(23)を参照されたい。

(35) 堀米四郎兵衛家文書I2-234。

(36) なお堀米利助氏によれば、四代四郎兵衛の四女きよめは、分家や堀米利助家の三代目に嫁入りした。安政二年(一八五五)六月一日逝去(二〇〇一年一月九日聞き取り調査)。

(37) 堀米正一氏によれば、分家の女性が尼僧となり務めたといわれる(二〇〇二年八月二七日聞き取り調査)。

(38) 五代四郎兵衛(喜内)の略歴について検討したい。五代四郎兵衛は嘉永二年(一八四九)の宇右衛門一件の返答書で「当四郎兵衛義ハ当時秋元但馬守様御領分田井村百姓弥兵衛悖ニ而亡父四郎兵衛トハ重縁之間柄ニ而、親類共相談之上廿三ヶ年以前四郎兵衛方へ賀養子ニ罷成、家内ハ勿論夫婦中睦敷子供數多出生任、相統罷在候儀ニ有之」と出自を述べている(堀米四郎兵衛家文書B1-34)。これに従えば、文政九年(一八二六)頃に田井村今田弥兵衛家より堀米家に入婿したことになる。安政元年(一八五四)の書上では彼は「当寅五拾八才」とあるので逆算すれば寛政九年(一七九七)頃に生まれ、堀米家へ入婿した年齢は二〇代末(三〇歳頃であったと推測される。文政五年(一八二二)に堀米家が出荷した「紅花荷の上京支配人として、喜内は大場三吉と共に京都へ赴き京都紅花屋と交渉・代金受取りの業務をおこなっていることが確認できるので(同家文書N3-35)、『最上紅花史料II 河北町誌編纂史料』河北町、一九九五年、三八頁)、既に入婿の前から堀米家経営に携わっていたことがあきらかである。今田弥兵衛家は堀米家よりも早く一八世紀半ばから上方との紅花取引・「のこぎり商い」を実施していた家である(岩田前掲注(12)論文参照)。堀米家は「重縁之間柄」にある今田家と連携し、子息(喜内)を上京支配人などに活用することを通じて今田家の経営法を取り入れ、一方喜内はその活躍を通じて四代四郎兵衛の目鑑にかなったと思われる。喜内は四代四郎兵衛の総領娘もよと夫婦となり順調な年月を経たが、天保八年(一八三七)七月に妻もよが逝去した。天保九年には松橋村上組一同から代官所への訴願が通り喜内は名主見習役に就任し、老齢となった四代四郎兵衛の補佐役を公私ともに務めることになる。その後、鶴岡城下町商人最上屋の娘ちよを妻に迎えた。しかし、ちよの父が亡くなり跡式相続人がいないことから、ちよが鶴岡に帰り実家の跡式を相続することになり、天保十四年(一八四三)二月に相談のうえ喜内はちよを離縁している(同家文書N3-33)。喜内は同年四月に四代四郎兵衛の「遺書」にしたがい堀米家の家督を継ぎ五代四郎兵衛を襲名、同年七月の村方一同の訴願により名主役に就任した(同家文書B4-15)。その後(年代未詳)に、五代四郎兵衛は後妻(なみ。村山郡米沢村出身)を迎えた。しかしその後、「名主四郎兵衛義病氣ニ而折々持病差起」る状態となり、弘化三年(一八四六)には五代四郎兵衛の長男右内を名主見習役に就任させたいとする訴願が重立百姓一同より代官役所へ出されている。そして、嘉永四年(一八五二)八月に五代四郎兵衛は右内に四郎兵衛跡式・家名を譲り隠居し、翌九月に名主役も正式に退役した(同家文書N3-12、N2-12、B4-120。六代四郎兵衛(右内)のちの堀米実)が名主跡役に就任)。五代四郎兵衛は隠居後、治右衛門と改名し、本家やの敷地内の別荘に妻

なみと移り住む。安政二年（一八五五）五月七日に逝去した。

- (39) 塚本登「明治初年における地主的土地所有の存在形態——山形県村山地方明治六年『立付米取調書上帳』の分析——」（『歴史』第四五輯、一九七四年）。

(40) 堀米家文書に残された土地譲渡証文のうち天保末年迄のものを集計したデータでは、¹⁾堀米家の所持田地の等級別内訳は上田（約三二％）・中田（約四七％）・下田（約一五％）・下々田（約七％）である。また、天保三年に松橋村文蔵から買い入れた上田三畝一〇歩の場合、立附米三石一斗五升²⁾年貢上納米三斗二升十田徳米（地主徳分）一石八斗三升となり、³⁾堀米⁴⁾登米⁵⁾田⁶⁾寄米⁷⁾一⁸⁾・八⁹⁾・八¹⁰⁾となる。この比率計算を同家の所持田畑全体で検討することはできていないが、このような高率に地主作徳を得られる田地の買得の事例が確認できることに留意すべきである。

(41) 岩田浩太郎「豪農堀米家の経営と相続（一）」（前掲注（16）論文）の二〇～二二頁（表3）、同「豪農経営と地域編成（一）」（前掲注（19）論文）五八～六〇頁（表11・表12）。また、これらの表から、以下の本文で述べる諸商人に対する堀米家の貸付交渉は実現され貸付証文が交わされたことが確認できる。

(42) 堀米四郎兵衛家文書N3-126。なお、同年同月の「駄賃帳」によれば出立の日付は九月二十七日の可能性もある（同家文書N3-125）。

(43) 堀米四郎兵衛家文書追加分E3-259。

(44) 堀米四郎兵衛家文書N3-127。

(45) 前掲注（41）。

(46) 堀米四郎兵衛家文書N3-167。

(47) 『幕末御触書集成』第五卷（岩波書店、一九九四年）四九六七番・四九六八番。坂本忠久『天保改革の法と政策』（創文社、一九九七年）。

(48) 堀米四郎兵衛家文書N3-137。

(49) 堀米四郎兵衛家文書I2-192・193。天童佐藤喜兵衛の仲介による。

(50) 堀米四郎兵衛家文書L2-15。以来、堀米家は「年々式季神事祭礼無怠慢被成御勤、永久守護可被成候」とされて新山権現社を守護し神事祭礼を執行する役割を他の吉川村神主仲間とともに担うことになる。御朱印は、大猷院御朱印をはじめ「御本紙御代々合七本組箱入ニ而讓相渡」されたとある。西里村和田兵左衛門家については、横清哉『地域史研究覚書』（自費出版・寒河江印刷、一九九九年）。

(51) 堀米四郎兵衛家文書L3-11。神主職の身分に関わる東叡山直支配書付・東叡山御触書帳面や和田新九郎印形なども同時に本家¹⁾やより直蔵家へ引き渡されている。

(52) 堀米四郎兵衛家文書L2-21。直蔵は主税の「養父」として証人となり連署している。

(53) 前稿で指摘したように「遺書」における田徳米の数値は文字通り田徳米（地主作徳米）高の表記であることはあきらかである。

(54) 堀米四郎兵衛家文書I1-3。

(55) この変更の事情を直接に記した史料を未だ確認できないが、現時点では以下の点を推察できる。

一つには、代替りの時期の本家²⁾の資金繰りの悪化を指摘できよう。先に述べたように一〇〇〇両に減額した直蔵家への正金渡しのうち即金払い分の三五〇両も他借により調達した厳しい資金回転に追われていた本家³⁾にとって、相対的し令などの影響により金融活動（最上貸付・仙台表貸付）による利子益収入が低調である以上、地主経営による地主作徳収入がこれまで以上に基本にならざるをえない。そのため本家⁴⁾の地主経営基盤を保持するために、予定していた分家への田徳米五〇〇俵場という大規模な土地分与を縮小したという理解である。

二つには、「遺書」における土地分与の見積に計算違いがあった可能性を指摘できる。（史料5）の一条目は、「遺書」の指示通り一三の村組にある堀米家の土地を取調べたところ実際には合計立附米四八六俵場（外に大豆立附）にしかならなかったことを示しているのではないか。そうであるならば、一条目は「遺書」に違背することなく指定された一三の村組の土地の譲渡を履行する簡条ととらえられることになる。また、（史料5）の一、二条目で取り決められた直蔵家への土地分与（浦山を除く）は、一条目の田畑立附米四八六俵場の土地と大豆立附米四斗五升場の土地および二条目の立附米二二俵元二斗五升場の土地であり、合計するとほぼ立附米五〇〇俵場の土地の分与となる点も注目される（三条目の土地分与は先述したように御朱印保護・神主職勤

行という直藏家にあつたな位置づけが付与されたことと一体の土地分与である。二条目における「遺書」に指示のない土地の追加分与は、せめて立附米の積算基準で分与地の合計を五〇〇俵とするための「手当」としてなされた、とする理解である。

おそらくこの二つの見解が総合されて、一、二条目の約定に決着したと本稿ではとらえておきたい。

(56) 堀米四郎兵衛家文書 12-209・215・291、N3-186。

(57) 堀米四郎兵衛家文書 12-368。

(58) 堀米四郎兵衛家文書 N3-163。

(59) 堀米四郎兵衛家文書 12-237。

(60) 堀米四郎兵衛家文書 N3-167・356など。

(61) 堀米四郎兵衛家文書 N3-139・140。

(62) 高橋善一解説・解説『絵本澤端往来』(私製和綴本、一九九九年)、『河北町の歴史』上巻(河北町、一九六二年)六六六頁、九三四頁。宇右衛門(養仙)は織養軒清信あるいは織養軒養仙と称し「家傳秘方白龍散」を調査・販売した。文久二年二月二十九日逝去。

(63) 大藤修『近世農民と家・村・国家』(吉川弘文館、一九九六年)、二四一〜二四二頁、二八五〜二八六頁。

なお、大藤氏が「土地の所有権は本家に保留し、小作料徴収権のみを分与したものと解される」と指摘した稲村家文書の分家の事例については再検討の余地がある。典拠史料とされた文政一三年一月「鉄次分家ニ付諸事支訳之事」の「一、米五拾俵作徳米田也」の記載からは小作料徴収権のみの分与と断定することは難しい。堀米家の「遺書」の記載様式をふまえるならば俵米五〇俵分の土地を譲渡するがその場所の特定は雪が解けた春におこなう、と解釈できる。財産分与の見積のみならず実態分析が求められる。稲村鉄次の関係史料を検討すると、天保三年(一八三三)「鉄治方ニ而支配之分控」において分家鉄次に分与する合計一七ヶ所の田畑山林が書き上げられ「尤荒畑等ニ至迄御年貢甲乙なく、追而名寄相改可申候」と本家稲村七郎左衛門と多田理助ほか分家・親類が鉄次に宛てて誓約していることが判明し、鉄次への土地の分与は年貢負担と名寄帳の名前書換えを含むものであり、小作料徴収権のみならず所持権自体の譲渡を内容とするものと理解しうる可能性がある。「但シ道端相除」と地所区

画の特定が詳細になされた地所もみられる。また、天保九年「田畑名寄帳 稲村鉄次」にはこれらの土地と字名・地目が一致する地所が含まれ年貢負担高も記載されている。鉄次の所持立附米高は不明であるが同年の所持石高は一六石九斗余である(山形大学附属博物館蔵稲村七郎左衛門家文書)。なお、検討が必要である。

(64) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(二)」(前掲注(34)論文)七四頁(図3)。さらに大規模豪農阿部権内家による地域編成の構造を検討し、幕末維新期の谷地郷地域を中心とする堀米家―阿部家を頂点とした地域社会構造の全体を考察する課題が存在している。

(65) 堀米家・阿部家の農兵取立に対する直藏の建言については、渡辺信夫「幕末の農兵と農民一揆」『歴史』第一八輯、一九五九年。

同『近世東北地域史の研究』清文堂、二〇〇二年、に収録)に紹介されている(同書四三四〜四三五頁)。

(66) 「創設以前の天保中期から堀米家が防衛動員体制の組織化を志向していたことは、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成―全国市場との関係をふまえて―」『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年)八二〜八三頁。

(追記) 本稿作成にあたり、河北町立中央図書館および堀米利助氏(や利助家)・堀米正一氏(や直藏家)にお世話になった。記して謝意を述べたい。